

自治会集会所登記経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治の振興及び地域住民の連帯意識の向上に寄与し、自治会の法人格取得を促進するため、自治会所有の集会所の土地及び建物の登記手続き経費に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金等)

第2条 自治会の法人格取得に伴う、自治会所有の集会所の不動産の登記手続き経費の総額から、登録免許税を控除した額に10分の4を乗じて得た額以内を補助するものとし、最高限度額を10万円とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会集会所登記経費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登記経費に係る請求書(明細のわかるもの)の写し
- (2) 不動産の登記簿謄本の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものに対して速やかに補助金交付の決定を行い、自治会集会所登記経費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、自治会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定により通知を受けた自治会は、山口市所定の請求書を市長に提出し、市長は速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第6条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくはすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象外の目的に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の自治会集会所登記経費補助金交付要綱（山口市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。